

平成17年1月5日

各 位

会 社 名 株式会社ソフィアシステムズ
代 表 者 名 代表取締役社長 櫻平 扶
コード番号 (コード番号 6942)
問 合 せ 先 取締役管理本部長 篠原道広
(TEL 044-989-7000)

ストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行することについての承認を求める議案を、平成17年3月2日開催予定の当社臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

・株主以外の者に対し特に有利な条件により新株予約権を発行する理由

業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業績展開を図ることを目的として、当社子会社の取締役および従業員に対し新株予約権を無償で発行するものであります。

・新株予約権発行の要領

1. 新株予約権の割当を受ける者

当社子会社の取締役および従業員

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式364,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的となる株式についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

3. 新株予約権の総数

364個を上限とする。(新株予約権1個につき普通株式1,000株。ただし、前記2の株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行なう。)

4. 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

5. 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権1個当りの払込金額は、次により決定される1株当りの払込金額（以下、「払込価格」という。）に前記3に定める新株予約権1個当りの株式数を乗じた金額とする。

払込価格は、新株予約権の発行日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）におけるJASDAQ証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.00を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）とする。

ただし、その金額が新株予約権の発行日の前日のJASDAQ証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を払込価額とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合または自己株式を処分（新株予約権及び新株引受権の行使により新株を発行する場合は除く。）が行われる場合、次の算式により1株当たりの払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当りの払込価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込価額」を「1株当たり処分価額」と読み替えるものとする。

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は払込金額の調整を行うことができるものとする。

6. 新株予約権行使期間

平成19年3月3日から平成27年3月2日までとする。

7. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、本件新株予約権の行使時において、当社子会社の取締役または従業員でなければならない。ただし、任期満了に伴う退任および定年による退職の場合はこの限りでない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本件新株予約権の相続は認めないものとする。
- (3) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
- (4) その他の条件については、本株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与（割当）契約」に定めるところによる。

8. 新株予約権の消却事由および条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
- (2) 新株予約権者が上記7に定める条件を満たさない状態になり、権利を喪失した場合にはその新株予約権を無償で消却することができる。ただし、この場合消却手続きは新株予約権の行使期間終了後に一括して行うことができるものとする。

9. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する時は取締役会の承認を要するものとする。

. 停止条件について

上記の内容については、平成17年3月2日開催予定の当社臨時株主総会において「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件としております。

以 上